HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	英國救貧法に關する一考察:スピーナムランド法の社会政策的意義について
Author(s)	三好, 宏一
Citation	北海道大學　經濟學研究, 4, 117-144
Issue Date	1953
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/30998
Type	departmental bulletin paper
File Information	4_P117-144.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

英國救貧法に關する一考察

——スピーナムランド法の社会政策的意義について——

三好宏一

はしがき
一、「法定最低賃銀法案」の登場とその衰滅
1 「法定最低賃銀」法案の登場
2 「最低賃銀」法の限界
二、スピーナムランド救貧機構の構造と性格
三、スピーナムランド救貧機構の消滅

はしがき

周知のごとく、スピーナムランド法 (Speenhamland Act) は、一七九五年五月六日、バアクシャのスピーナムランドの Pelican Inn に Charles Dundas 以下十七人の治安判事及び識者が会合し決定した制度である。その内容は、教区がパンの時価と家族数によつてスライドする最低生活費を決定し、これと雇主が現実に支払う労賃との差を救貧手当

として労働者へ支給し、且つ失業の際はその全額を支給する制度である。[1] この制度は最初バアクシャに行なわれ、翌一七九六年 Sir William Young の起案による救貧条令 (36 Geo III, c. 13) として議会を通過し、後〃熱病の如く〃諸地方に普及した。一八三四年廃止の時、未採用の州はノオサンバランドとダラムだけであつたといわれている。

扨、英国救貧法史において、一見「最低賃銀制」と「社会的救済権」の確認を内容とするこの制度は、エリザベス救貧法の最終段階に位し、且つこの期の救貧体制の中核をなしている。従つて一八三四年の新救貧法の成立は、この救貧機構の否定であるとも言いうるであろう。他方、賃銀政策史上の意義は極めて重要である。すなわち初期資本主義的労働政策の重要な一肢である最高賃銀法が一八一三年に廃止されるがその前段階にこの制度は位置を占めている。従つてこれは国家権力的統制から自由契約的賃銀制に至る間の過渡的な地位を占め、その媒介点でもあつたと言いうるであろう。

このため、同法の本質、必然性に関しては、既に、諸家によつて研究が、試みられていることはいうまでもない。いまこれらの見解を一応整理してみれば、概ね次の二つとなるであろう。すなわち、その一つは、当時の支配階級が下層貧民の窮乏に同情し、「瀕死の飢餓を救うため」[2]、或いは「不況期を乗り切る非常手段」[3]と把握するものであり、他は、当時全英農村に蔓延する革命の危機に対し「火花にかぶせる濡れ毛布」[4]＝階級闘争の緩和策として把握するものである。かゝる視点は吾国にも受けつがれ同法の研究に当つては、旧来の史家とは異なり社会政策学の立場から救貧法研究の一部として分析されつゝも、一は之を「十八世紀中葉より擡頭した人道主義的気運を受けて生れ出た」[5]ものと解されるか、或は「極貧と、フランス思想の伝播から、それが革命的な状態にまで達するものを恐れて、農村地帯の労働者にある満足を与えるため」の弥縫策[6]と解されるかに止まつている。社会政策理論よりすれば、正に前者は、道義論的立場、後者は政治論＝政治機構的把握であるといゝうるであろう。これらの見解は、同法成立の動機乃至は本質の一面を指摘する点において重要なものを含むといわなければならない。が、同法の成立が、資本のいかなる必要に基づいたもので

あるかを、即ち成立の経済的機構からする内在的根拠、及びそれのはたした経済的機能を明らかにするものではない。本稿はこれらの見解とは視角を異にし、一応問題を貨銀政策に限定し、同法成立の経済機構からする内在的根拠及びそれの果した経済的機能に関し、若干の解明を試みたものである。

註（1）スピーナムランド法が採用したパンの支給基準は、一週に男子三ガロン、妻子は一・五ガロンであり、五人家族で九ガロンである。二等小麦粉で作つた一ガロンのパン価格を一シリングと換算し、男子は週三シリング、妻子は一シリング六ペンスとし、これをパン価格と家族数に応じてスライディングさせるのであり、これを表としたものは左表の Speenhamland Scheme である。本表では最高価格と最低価格の場合のみ例示されている。

Income should be for	A man	A Single woman	Man and wife	Man, wife and 1 child	Man wife and 2 child'n	Man wife and 3 child'n	Man wife and 4 child'n	Man wife and 5 child'n	Man wife and 6 child'n	Man wife and 7 child'n
	S. d.	S. d.	S. d.	S. d.	S. d.	S. d.	S. d.	S. d.	S. d.	S. d.
when the gallon loaf is 1 S	3 0	2 0	4 6	6 0	7 0	9 0	10 6	12 0	13 6	15 0
〃 2 S	5 0	3 0	7 6	10 0	12 0	15 0	17 6	20 0	22 6	25 0

Hasbach, W., History of the English Agricultural Labourer, 1920, P. 182 note より引用

（2）George Macaulay Trevelyan, History of England, 7th ed, 1929, P. 583.

（3）W, Cunningham, D. D., The Growth of English Industry and Commerce in modern times, Part Ⅲ, 1925, P. 718.

（4）Hammond, J. L. & B., The Village Labourers 1760—1832. A Study in the Gvoernment of England before the Reform Bill, 2nd ed, London, 1920, P. 208.

（5）金井新一郎「英国初期救貧法の展開」（明治学院論叢）第二十四号所収論文、二四頁）

（6）佐野稔「イギリス初期工場法の一考察」（経済学）25巻北大学経済学会所収論文、九五頁）

第一章、法定最低賃銀法案の登場とその衰減

地域的差異はあれ英国資本主義は、十八世紀中葉から産業革命＝産業の機械化、基軸産業の再編を開始し、之と併行し且つ媒介しての農業革命は「議会インクロウジャ」の形態をとり典型的な形態を採つて進行する。この全過程の基礎は綜(インクロウジャ)劃＝直接生産者である農民からの土地收奪であり、その規模は、第一次綜劃が英国全面積の二・一%に過ぎなかつたのに反し、これは共同耕地と共同地だけでも全面積の二〇%に達するものであつた。資本の強力破壊性は、独立農民層、小屋住農、スクオッター Squatter 及びボーダー Border の共有地、耕地及び小屋を收奪し、彼等を破壊流離させ純粋の農業及び工業労働者となることを強要した。更に、この過程において、彼等の問屋制家内工業は消滅し、落穂拾いは禁止され、旧制村落農民生活は決定的に破壊された。労働者階級、最下層貧民層の確立＝資本主義的総対抗の顕在は、一七九〇年代に入り南部及び北部の組織的斗争を惹起する。加之、戦争及び大陸封鎖による穀物輸入の杜絶と凶作とにより、物価、特に穀価は昂騰した。このため、労働者の生活は暗鬱な絶望的状態へ驅り立てられ、フランス革命の影響によつて「革命の危機」は全英国に切迫した。自然的初歩的反抗の気運は醸成されて、遂に「主婦の一揆」は爆発する。この緊急状態に対応した支配階級の政策は、先づ直接的弾圧＝軍隊による暴動の鎮圧、人身保護法 (Habeas Corpus Act) の停止、ロンドン通信協会弾圧を始めとして、凡ての集会結社の禁止及び一聯の弾圧立法であつた。之と表裏をなす緩和策の核心は、労働者の低賃銀状態の解決であつたが、要請に対する提案は、治安判事による物価に即応した賃銀決定制の再現か、救貧法による救恤かの二つより他なかつたのである。代表的な前者の例は、ウィットブレッドの法定最低賃銀法案 (Legal Minimum Wage Bill) であり、後者のそれはスピーナムランド救貧機構であつた。この提案は、同時に一七九五年に提出されたが、結局後者が採用せられたのである。では、賃銀政策史の視点から考察

する時、ベンサム＝マルサス理論の擡頭にも不拘、スピーナムランド救貧機構発展の歴史的必然性は何処にあるか。スピーナムランド法の賃銀政策史における意義を明瞭にするためには、この二つの提案の性格の究明は必須であり殊に最低賃銀法案敗北の意義の認識は欠くことのできぬものと思われる。本章は先づ第一の流れ、即ち法定最低賃銀法案を代表とする政策の内容及び意義を検討し、その敗退の根拠を考察する。

1 「最低賃銀」法の登場

スピーナムランド救貧機構の対極的提案或は、被克服者が「最低賃銀法案」を中核とする一聯の諸理論＝行動であるとすれば、これに対する検討は、スピーナムランド救貧機構のもつ歴史的意義の認識をより明確にするであろう。従つて茲では「最低賃銀法案」をめぐる諸理論＝行動の社会的性格歴史的意義及びその限界を考察する。

〃主婦の一揆〃において集中的に表現される当時の英国人民の窮乏＝低賃銀状態及び、フランス革命の影響によつて激発した社会不安を鎮圧緩和し、且つ窮乏状態を救済することは、当時の支配階級が緊急に設定すべき社会的方策乃至施設に対する課題であつた。だとするならば、われわれは、先づ当時の「低賃銀」状態とはいかなる内容及び歴史的性格をもつものであつたかを予じめ規定せねばならぬであろう。

産業資本確立、資本制的再生産軌道確立を間近かにし、資本と労働の全面的対抗が形成されつゝあつたこの時期においての窮乏状態は、いかに没落小生産者及び農民層から流入する尨大な労働力群を基柢としている最小限的な賃銀とはいえ、あくまでも、その売買をめぐつて必然的に労資の斗争を前提とする賃銀＝商品たる労働力の再生産費をめぐる問題であつたといはなければならない。が、この段階における資本の賃銀政策をみれば、重商主義的「低賃銀」政策論は、スミスによつて北部工業地帯の生産力の展開を基礎にして克服され、既に代つて「高賃銀論」が成立されたのであつた。(7) しかし、資本はこれに続く生産力の発展による〃工場内の私的立法〃の完成を基盤として、今や「高賃銀論」を

克服し段階的意義を異にする「低賃銀」政策を必要とし「近代的低賃銀」労働力の鑄出を――村落農業労働者から資本制的農業労働者へ、又、マニュファクチュア労働者から工場制労働者への転化――求めていたのであつた。かくして、我々は下からの闘争によつて提出を迫られたスピーナムランド救貧機構及び国家による賃銀統制策の二者とも各々その様相を異にするとはいえ、資本の求める近代的低賃銀への要請に対する解決を宿命として背負わされて発生したものであることを予め確認しておかねばならぬであろう。

他面、資本の要請に対応して変化する国家権力的賃銀統制法自身をとつてみれば、形式上「徒弟条令」賃銀条項は存在していたが、既に空文に化し、実質的規制は、資本の自由な一方的決定に席を譲つていたのであつた。すなわち、一三四九年の「労働者条令」(Statutes of Labourers) に端初形態をもつ初期資本主義下の賃銀取締立法は、エリザベス「徒弟条令」(1562, 5 Eliz. c. 4; Statute of Artificers) 及び一六〇四年法において、その形態は一応完成する[8]が「厳密なマニュファクチュアの時代に入り、資本制生産方法の労銀の法律的規定を不用とし且つ実行上不可能とする十分の力を得た」頃から、資本はこれを必要な場合の用意として缺かさずに備えておきながらも、漸次拋棄することは必然であつた[9]。すなわち、一六七二年ウエストライデングでは織布工の賃銀決定条項は廃棄され、イングランド西部と共に十八世紀に入ると殆んど賃銀統制は実施されなくなる。一七二八年グロースターシャの織元は、団結して、治安判事の決定に対抗し、之を無視するようになつたのであり、又、一七〇四年には〃徒弟条令〃の適用は農業部門にのみその範囲を求められたのであつた。かくて一七二四年、議会委員会において資本は「徒弟条令」に代る有効な手段の必要を求めはじめ[10]、一七五一年フィールディングによつて「この法は全く不用になり無視されるに至つた[11]」と断言されることになつたのである。一七九五年には遂に農業部門においても賃銀統制法は〃眠つている法〃〃極めて永く使用されぬ〃と Annals of Agriculture は伝えるに至り[12]、かくの如き法の空文化は、J・ホーリット及びナタニエル・ケ

ントが示す統計＝当時の物価と賃銀の極端な不均衡の事実によつても明らかに察知されうるところである。(13)

では、かゝる資本の近代的低賃銀への要望と、賃銀立法の窒文化＝工場内私的立法の顕在化に対応する労働者階級の抗争によつて、前面に押し出された〝窮乏〟の問題に対して、当時の諸階級からはいかなる解決策が提出されたのであろうか。次にこれを概観するが、予じめ留意しなければならないことは、これらの提案は時期において、先に紹介したバークシャ治安判事会議の決議にほゞ前後するものであること、殊に、その後期に属するものが多いこと、従つてこれは、スピーナムランド救貧機構＝低賃銀状態の救貧法的解決を批判的に克服する意図をもつものであること、逆にいえば、これらの克服の上にスピーナムランド救貧機構が確立したという事情である。

先つ、労働者階級の例は北部の闘争を背後にもつノーフォク州の日傭労働者の会合に見られる。一七九五年十一月ヒーチャム教会へ集会した農業日傭労働者は、その決議の冒頭に“The labourer is worthy to hire”を掲げ、救貧税による救済を侮辱、謬策とし、利潤と労賃の調和による社会の幸福増進と救貧税の減額を求め、更に、小麦価格の上昇に応じてスライドする賃率表を定めて、この決定を議会に請願すべく、運動方針、経費、代表者、連絡先等を当地の新聞に広告し、全国的規模への拡大等を決定したのであつた。(14)

次いで法官及び治安判事は、以前から各地の治安判事会議で「徒弟条令」による賃銀統制の必要を協議しつゝあつたが、サフォーク州の治安判事は、進んで法定最低賃銀法案の提出を決議するに至るのである。他方J・ホーリットは、㈠五人家族を基準としパン価格だけでなく生活必需品すべての物価変動に応じての賃銀決定、㈡実施を単に治安判事に委任せず全国的な法的強制によることを提唱し、更に、彼はロンドン裁縫職人を例にとつて、賃銀法定によつて作業能率の低下しないこと、又雇主は国家の強制なしには賃銀を容易に引上げないこと等を指摘した。(15)また、ディヴィスは、請負作業に従事するもの以外の全ての労働者を対象にして五人家族を基準に、パン価格に応じて賃銀を決定し、統制期

間は冬期の半ケ年とすべきことを提唱したのである。彼は五人以上の家族で、扶養すべき児童がいる場合は救貧税で扶助することにし、この点、稍々ホウリットに比べ、後進性を示してはいる。が、彼は仮りに賃銀の最低限が決定せられるにせよ、労働者の向上心は失はれるものではない、何故ならば労働者はより確実な雇用を求め且つ高賃銀を得んと努力するであろうからと論じて旧来支配的であつた重商主義の賃銀政策論に鋭く対立を示したのである。

ホイットブレッドが、一七九五年十一月と一八〇〇年の再度に亘つて下院に提出した法定最低賃銀法案は、国家権力的賃銀統制を指向する行動の政治的結集点であつた。これは「徒弟条令」の修正拡大を目的としたものであり彼は先づ「徒弟条令」は最高賃銀のみを規定し、最低賃銀の規定が欠如せることを指摘し、治安判事へ農業労働者の最低賃銀決定に関する会議の開催権、賃銀の決定命令権を与え、対象労働者の種類の規定、告知方法、更新手続及び違反者に対する刑罰を規定することを求めたのであるが同法案はピットの雄弁＝スミスの哲学による「統制干渉」一般の排斥によつて攻撃され、第一読会は採決なしに廃棄、再提出の際も之又同じ運命の下に葬られたのであつた。

2　「最低賃銀」法の限界

以上概観した諸理論＝行動は、その社会的基礎において、労働者階級、法官、治安判事、人道博愛主義者、議会内急進派として相異する。従つて内容においても亦、団結権、賃銀の決定機関、算出法、基準額及び要求の根拠等々をめぐつては、それぞれ差異を持つことは不可避であつた。にも拘らず各々にみられる顕著な共通点は「国家権力的賃銀統制」及び「最低」「正当」な賃銀＝賃銀生存費論の二点であろう。われわれはこの二点のもつ歴史的意義及び両者の聯関を明らかにすることに緒を求め、諸提案のもつ限界を考察してみたい。

先づ国家権力的賃銀統制をみよう。賃銀統制は就中最高のそれは、団結否認を本質的性格とするがこゝでも亦例外ではない。すなわち、議会内においてピットと論争したウイットブレッド及び彼を支援したホウリットの理論の核心は

「公正な」或は「最低」賃銀は国家的規制団結権否認に代替する社会の義務及び労働者の当然の機利であり、ピットの好んで用いるスミスの哲学による自由は労働者にも与えらるべきものとし、賃銀統制を欠く場合は、労働者の「自由」によつて団結し、自由に賃銀を決定するであろうと論じたものであつた。(17) 又ヒーチャム労働者の集会における決議内容も急進的解決を避け温健平穏を条件とするものであることは端的にこの限界を示しているものと云わねばならない。先述した如き初期資本主義的賃銀統制立法が既に空白の段階において、再び「徒弟条令」適用復活を求めることの歴史的意義は、当時のトゥリー党の反動弾圧＝労働者の主体性の無視に対応して、これに譲歩し、団結権を抛棄し、これに代替するものとしてのそれであることを看過すべきではない。かくて、これらの理論は団結権否認に対応し、代替するものとしてこそ国家権力的賃銀統制―それは現実には賃銀引上げを招来するものではあつたが―を要求し、その範囲内でこそ「公正な」賃銀の理論は合理化され得、且つ、「生存費的」賃銀の理論えも結びつく可能性をもつものであつたといわなければならない。従つて「公正な」賃銀の論拠を、ディヴィスはスミスの高賃銀論に求め、ホウリットは〻貧民に賃銀を支払いすぎることは危険であるにせよ労働者や職人には、その健康を維持し、家族が安楽に暮しうるだけ〻の必要性を説き、或いは「貧民の友」「国民道徳の擁護者」たるハムプシャの巡回裁判判事もその論拠を正当な賃金が齎らす高能率、労働力保全、社会の平穏の効果を説くことに求めねばならなかつたのであつて、(18) 資本内部からの反省の如き要素を含むものでさえもあつた。

しかしながら、かゝる外見的形態をもち団結否認を背景に結合した「公正な」「生存費」的賃銀の理論は、合理性を求める限りこの段階においては、労働力の価値通りの支払いの要求に至り、こゝに前進的意義を見出すことは必然的帰結でもあり且つ、その最低限界の国家的規制を要求し真実の「最低賃銀」の理論へ到達する。謂うまでもなく、その最低限界の設定は、既述した内部的合理性を求める限りのものでありながらも、現実に賃銀引上げを求めるものであつた

が、理論構造においては、尚公正な賃銀↓「労働力の再生産」↓「生存権」確認という一すぢの聯関を保ちえたものであつた。この点賃銀値上の背後に「生存権」、更に「社会的救済権」確認を求める労働者階級の要求と一致し、両者は正にその奥に眞実の「最低賃銀」法の要求を含むものであつた。かくてその形式は国家権力的統制であり乍らも、内容は、労働力の価値通りの支払い、或いは、その最低限界の保証こそが、これらの諸理論＝行動の実質上統一される限界であつたといはなければならない。従つてその内容は賃銀の引上げを求め「一三四九年の労働者条令及びそれから派出した諸法律の精神は、国家は賃銀の最高限度を規定したとはいえ、最低限度は決して規定しなかつた(19)」重商主義下の賃銀統制のもつ賃銀圧下の機能とは全くの対立を示すものであり、このため、ホイットブレッドの「最低賃銀法案」は〝イギリス下院の未聞の一事件〟たる意義を十分に担うものであつたと謂いうるであろう。

しかし、当時の段階において資本の求めた「近代的低賃銀」鑄出＝旧生産段階における賃銀水準の破壊、更には生理的限界へさえも侵略する資本の本能に対立した諸理論＝行動「最低賃銀」の要求はいかなる理論形態をもつにせよ賃銀引上げを招来し(20)、蓄積を阻害し、資本にとつて何等の前進的意義をもつものでない。かえつて最高賃銀法＝「徒弟条令」の存在それ自体は、今や敵対者の武器へ転化し(21)、「最低」或は「公正なる」賃銀を求め、社会的生存権の確認を迫るための合法且つ合理的手段とさえなつていたのである。議会の全般的空気はホイットブレッドの述べるほどに貧民は窮乏していないと断じ(22)、議会外においても、アーサー・ヤングの廻状に対する返答は、法定最低賃銀法案への反対であり、一度引上げた賃銀の減下する際の困難に対する恐怖が圧倒的であつたのである(23)。

かくて、労働者の自主性の無視＝一七九〇年代の相継ぐ弾圧立法の制定、反抗への暴圧は、一つの妥協形態でさえもあつた国家権力的賃銀統制を形式とし、「賃銀生存費」「生存権確認」を内容とする「最低賃銀」制を克服する先決的条件であり、これを基礎として「近代的低賃銀」鑄出の軌道を完成し、資本の独裁を達成する意義をもつものであつた。

従つてスピーナムランド救貧機構を批判克服せんとする労働者階級は弾圧され、彼等とは本質的には相違しながらも尚「最低賃銀」において彼等と一致し、スピーラムランド救貧機構の対立物たりえたホーリット、ディヴイス、ホイットブレッド等は黙殺、否定され、更に「国民道徳の擁護者」たる治安判事達は、黙殺されるか、或は救貧機構による解決へ分裂しなければならなかつたことは必然的帰結であつたといわねばならない。

しかしながら、こゝに獲得された「低賃銀」鑄出の道は、その自らの中に諸矛盾を包蔵し、且つ諸対抗に遭遇しなければならなかつた。すなわち、先づ、資本は当時のフランス革命の影響と共に、飛躍的に増大しつゝあつた労働者階級が必然的に齎らした社会的総対抗、及び、彼等の要求である「最低賃銀」「救済への権利」を無視することは出来なかつた。次にこの政策の強行は農業部門における労働力の流出の危険[24]及び全産業部門労働力と将来労働力たりうべき人口層の頽廃—被救恤窮乏の激発＝浮浪貧民への逆転を招来する危険性を包蔵していたのである。更に、資本にとつて、尨大な浪費小生産者及び農民層の沈澱形成—それは本来的失業とは区別すべき段階の相対的過剰人口の存在—が醸成する社会不安、及びこれと現役労働者軍の結合による抗争の激化に対して、対応する社会的施設は不可欠のものとなつていた。

従つて、茲には「低賃銀」鑄出を可能にしつゝも、尚同時に、これらの諸矛盾及び対抗をも克服する方途が求められなければならない。この解決は団結権を否認し、且つ「公正な」「最低」賃銀の設定を拒否している結果、近代的賃労働関係を否定しながらも、尚「低賃銀」化における資本制約賃銀関係を残存させなければならない。かくてこゝに求められる社会的関係は労働者と被救恤民の合成物の存在を予想し、近代的賃労働関係と慈恵家父長的関係の混合した社会関係を前提とする。このため賃銀においては下からの「生存権の確認」「社会的救済権」の要求の前に譲歩しながらも「低賃銀」を貫徹するためには「補完物」＝補給金制の構造が不可欠であつた。

この段階における「労働力確保」と「社会的平和」を中核とする諸課題の解決＝即ち賃銀政策の矛盾を資本制的社会事業によつて解決する課題には〃労働力再生産への顧慮〃と〃最低生活を保障すれば足りる〃[25]という態度の混合した形態で行なわれなければならない。これに適合し利用しえたものは救貧法であり、スピーナムランド救貧機構であつた。社会的対抗によつてその成立を必然化したスピーナムランド法は、正にかゝる課題に対応する性格を背負はされていたといわねばならない。[26]

註(7)　スミスの高賃銀論については、服部英太郎著「賃銀政策論の史的展開」一一六頁参照。

(8)　初期資本主義的労働政策及び賃銀政策については、服部英太郎著「賃銀政策論の史的展開」
E. Lipson, The Economic History of England, vol III, 5th ed. 1948 pp. 248—77.
Maurice Dobb, M. A., Studies in the Development of Capitalism Chap 6, 7. を参照。

(9)　Marx. Das Kapital, M. E. L. Institut. Bd I, S. 778 高畠訳第一巻第二分冊、七三四頁参照。

(10)　E.Lipson, The Economic History of England, vol III, 5th ed. 1948 p. 251—9. 参照。

(11)　Fielding, An Enquiry into the Causes of the late Increase of Robbers (2nd ed. 1751), p. 85, Lipson op. cit., p. 264, 引用による。

(12)　Annals of Agriculture, xiii. 243, note (1790); xxiv. p. 561. 1795, Lipson, ibid. p. 264. より引用。

(13)　Hammond, ibid. p. 87.

(14)　Cunningham, ibid. pp. 717—8. note; Hammond, ibid. pp. 113—5

(15)　Hammond, ibid. pp. 112—3.

(16)　Hammond, ibid. pp. 112—9.

(17)　Hammond, ibid. pp. 112—9.

(18)　M. S. Minutes Hampshire Quater Sessions. July 14. 1795.; S. B. Webb, Engligh Local Government Engligh Poor Law History, Part I p. 176 より引用。

(19) Marx, a. a. O, S. 779 前掲訳第一巻第二分冊七三五頁

(20) Hammond, ibid. p. 120., にみられる "General Association established for the Purpose of bettering the Condition of the Agicuitural and Manufacturing labourers" の算出をみよ。

(21) カニンガムの示すように、この時期においては「徒弟条令」は、逆に労働者の武器となつて来ていたのである。このことは、「徒弟条令」賃銀条項の廃止の直接刺戟となつたのは、一八〇〇年の調停法へ期待して失望したランカシャの綿織工達が、一八〇八年「徒弟条令」に基づいての法定賃銀統制を請願した一連の運動であつた。(Cunningham, ibid. 634—7.)

(22) Hammond, ibid. p. 118.

(23) Annals of Agriculture, vol. xxvi. p. 178. 治安判事の政治的立場はその属している階級に従つて複雑であつたようである。即ち、先づ、ハムプシャの巡回裁判のように合理性＝賃銀引上げは結局農業経営者にとつて、高能率、労働力保全、社会の平穏をもたらし、利益となることを説くものもあつた。しかしその勧告の背後には、地代の増収が意図されていないとは断定し得ないであろう。事実、法官は、オックスフォードの巡回裁判の場合のように、補給金制を命じ乍ら、地代からその費用の徴収を禁じたのである。又、ハムプシャ、バークシャ、ケムブリッヂシャの例にみられるように労働者の窮乏を緩和するために、補給金制をとるか賃銀値上げをとるかの場合は、必ず前者を採つたのである。(Webb, ibid, p. 176.; Hammond, ibid, p. 137, & 139.; Hampson, The Treatment of Poverty in Cambridgeshire, 1934, pp. 189—94)

(24) ドツブは、救貧法が「労働者条令」以来「徒弟条令」「定住法」更にはスピーナムランド法を通じて、農業部面への労働力拘置の機能をもつていたことを指摘している。そして新救貧法の制定は、都市産業資本家による地主・土地所有階級が創出した人工的な囲壁の粉砕、すなわち、自由な労働市場の開設のための最後的な攻撃であつたとしている。いうまでもなく地主・資本家的借地農が、新興工業都市、海外への労働力移動を阻止し、更に対仏戦争中の壮丁徴発（壮丁六人につき一人）による賃銀の昂騰をこの機構によつて阻止しようとしたこと、更には、農民の定住的習性を利用して、且つ傭主との半農奴関係を強化し、Roundsmen System 及び Closed parish の設定によつて、資本制大農耕に有効に利用した点は着目さるべき点であろう。(Maurice Dobb M. A, Studies in the Development of Capitalism, 5th ed, 1951, pp. 231—2; Gilbert Slater, Poverty and the State, 1930. pp. 78—9 五島茂氏著「イギリス産業革命社会史研究」及び Hasbach, ibid. pp. 184—5 f. を特に参照)

(25) 近藤文二著「社会保障」三九頁

(26) スピーナムランド救貧機構＝補給金制度を、直ちに〃賃銀〃の問題に関聯して提起することは、尚若干の疑問を遺す。但し、農業労働者の「低賃銀」鋳出としての役割は否定することはできぬ。問題は新興工業労働者である。補給金制度が、工業地区、及び工業労働者にも適用されたことは、ウエツブ、ハモンド、カニンガム、ハズバッハがそれぞれ史実により、その重要性を指摘するところであり、且つ地域別の救貧税統計の示すところである。但し、給付の範囲及び対象は区々であり必ずしも明白ではないが、ロンドン、ランカシヤ及び南部濠洲及びミツランドの没落手織工から不況時の工場労働者に及んでいる。又〃十才以下の二子をもつもの〃〃出来高に応じて補給金を増加する〃等をみても、単なる失業乃至没落層の救済に止まらぬものであつた。従つて同制度が〃賃銀〃との関聯にもつ意義は、英国資本主義全機構において、その範囲に拘らず、賃銀圧下の役割を演じ、就中、農業における低賃銀は工業労働者のそれとつらなつて果す機構的意義は失われぬであろう。(Webb, ibid. pp. 418—9, n.; Hammond, Town Labourer, p. 38.; Cunningham, ibid. p. 766. & note.; Hasbach, ibid. pp. 140—1.)

第二章　スピーナムランド救貧機構の構造と性格

既に述べたスピーナムランド救貧機構の成立経過及びその課題は、同機構自体の歴史的性格及び構造を予じめ規定することは必然である。本章はスピーナムランド救貧機構の構造、歴史的性格及びその限界性を考察するが、われわれは前もつてエリザベス救貧体制の発展過程内部における同機構自体の発展過程を検討しよう。

旧救貧法の時代区劃はそれ自身の問題としても極めて困難な問題であるとはいえ、一応これを避けて考察すれば、資本制生産の急激なる発展に伴い一七二二年の Workhouse Test Act 以来の労役場段階の崩壊後、ギルバート法 (Gilbert Act) の新段階は確立する。即ち前段階における政策の破綻＝「労役場」による労働力及び利潤の創出が不可能であることの露呈、その混成労役場えの転化、請負制度の腐敗等の解決は、救貧税減額の課題と相並んで、ギルバート法の重大課題であつた。このために同法は「院外救助」の原則を確立し、その内容として、「労役場」の請負制度を禁止

し、收容者を不具廃疾者、老齢者、孤児に限定したのであり、労働能力と意志をもつている貧民に対しては、貧民監督官が、教区、都市、或いはその生地の近傍で、適当な労働の機会を与えるべき義務を課し、更に教区は貧民に雇用がない場合は救助し、就業しても、賃銀が最低水準より低い場合は、賃銀不足分を補助し即ち補給金制 (Rate in of Wages)[27] をとること等を規定したのである。

すなわち救貧法史及び賃銀政策史における本段階の意義は次の如くであろう。一、低賃銀状態の救貧機構による解決、貧民監督官—雇用者—貧民の構成　二、肉体的再生産を最上限とする低賃銀水準の確立、及び、それらの「賃銀」と「救貧手当」との分割と賃銀部分の他階級への転嫁の可能　三、資本による労働力の吸引反撥に適合した巡回雇用制 (Roundsmen System)[28] 等々を内容とする構造の確立であり、これによつて自己扶養の原理を基軸とするエリザベス救貧体制は崩壊しその転換が開始され[29]、スピーナムランド救貧機構の端初的形態が発生した点にあると謂いうるであろう。

扨、一七九〇年代における対仏戦争の開始、凶作、及び穀物輸入の途絶による穀価の昂騰、かゝる事情の基礎に進行する小生産者、小農民の分解の急速化は、特に東南部と西南部における資本制生産発展の諸矛盾を集中激化せしめるに至り、これに対応して、ギルバート法下の救貧機構は正にスピーナムランド救貧機構として転化確立する必要に迫られていたのであつた。即ち、一七九二年ドウセットシャでは暴動の直後、一般の日雇労働者の賃銀不足分を救貧基金から補充する制度は確立し[30]、更に一七九五年二月オックスフォードの四季巡回裁判においては、家族数に応じて算出された最低生活費給付表による賃銀不足の補充が貧民監督官に命じられたのであり[31]、時を同じくして各地に同様の事例は急速に普及しつゝあつた。従つて先述したバークシャの治安判事の「決議」＝スピーナムランド法は、これに続く同年七月のハムプシャ判事会議の決議、翌年のエセックス諸教区における採用、議会における「救貧条令」の制定及びその後の、

〃熱病の如き〃普及等一聯の流れの中の一位置を占めるにとゞまるものであり、且つその独創性はパン価格と家族数の変化に応じての給付額を算出しうる便利な表を作成した点にあつたと指摘されるのも当然といわなければならない。

茲に於てスピーナムランド救貧機構は、成立過程において、既に考察した如く、「近代的低賃銀」鑄出を求める資本が、「国家権力的賃銀統制」と「公正な賃銀」＝眞実の最低賃銀制と社会的救済権の、特に下からする諸要求を、暴力的弾圧＝労働者の自主性無視をもつて封殺した後、尚彼等の主体的昂揚の前に譲歩して成立するという経過を背後に担うものではあつたが、他面、スピーナムランド法は、エリザベス救貧体制の破綻形態たるギルバート法において既に確立されていた「院外救済」を基軸とする救貧構造を継受し、この基本構造の中へ、既述した諸課題を負担せしめたものであつて、反つてバークシャ判事の決議の直接的動機となつたチャールス・ダンダスのニユウベリイにおける General Quater Session で行つた演説[32]は補給金制への批判であり、又、ヒーチャム労働者の決議も救貧法的解決に対する批判であり、それえの弾圧及びスピーナムランド法決議への道はスピーナムランド救貧機構それ自身への批判的克服に対する弾圧であり、機構自身への擁護を示すものであつたとも謂いうるであろう。

かくして体制的に確立したスピーナムランド救貧機構は、その成立過程よりしてその性格は救貧法的性格＝家父長的慈恵的性格を基調として資本制賃労働的性格を隠蔽し、二者を混淆したものとならざるを得なかつたのであり、これはその成立を許した労働者階級の初期性を示すと共に、既述した賃銀政策の矛盾解決のための適応としては不可避的のものであつた。

同機構構造の詳細な説明は茲では省略するとして、その構造の根幹は、先づ近代的「低賃銀」制と救貧制度の癒着―低賃銀を補充する補給金＝救貧手当―であり、次に賃銀労働者の失業時及び下層貧民及び彼等の家族の最低生活の保障であり、更にその救済費用＝基金は国家乃至は公共の事業として救貧税にこれを求める等の諸点にある。一見、最低賃

銀制と社会保障を、即ち「生存権」「社会的救済権」の確認を示す如きこの構造は既にのべた「低賃銀」鑄出政策より生ずる矛盾＝「社会的平和」と「労働力の確保」の危機に対応するところの構造であり、且つ、この構造自体のもつ欺瞞性二重性は前記の歴史的性格の隠蔽性二重性に対応するものであつた。かくて構造を貫くものは、〃労働力再生産への顧慮〃と〃最低生活を保障すれば足りるという態度〃[34]の二者を根幹とするものであつたといわなければならない。

先づ補給金制をとれば、労働者は〃近代的賃労働者と補恤貧民の合成物〃＝〃教区の農奴〃と転落し、給付の責任は教区と雇主の二者でありながら最終の義務は教区にあり、これらの構造からの救貧法性＝慈恵政策性は極めて濃厚であつた。労働力再生産に必要な生活資料は資本制的賃銀と救貧手当の二者によつて構成され、更にその額は一応の自由契約性を認めつゝも終局には教区の決定する生理的限界を最上限としている。[36]しかもその限界内においては単身労働者の水準へ賃銀圧下の運動の自由を許すという構造をもつものであつた。又給付額の算定基準をパンの時価と家族数に求めることは、合理的な労働者及び家族の最低生活を保障する「最低賃銀」的外見にもかゝわらず、その本質は、一方には労働者の「公正な」賃銀、生存権確認への要求に対する最小限の合理的譲歩＝〃最低生活を保障すれば足りるという態度〃を示すと共に、他方においてはこれを〃労働力再生産への顧慮〃へ転じ、生理的限界を最大限とする賃銀水準……ウエツブが「あの善吝な一九二六年の救貧局でも単なる生存費とみとめる額の半分」[37]とした……と相俟つて社会的総生産物中に占める労働者の消費部分を最小限度に圧縮せんとする資本の要求によるものであつたことは否定されえぬところであろう。この点賃銀政策史上の意義は、治安判事に代る教区の手によるところの最高賃銀法の伝承をもつ反動的なものということを得、従つて近代的最低賃銀制とは全くその段階的意義を異にするものであつた。

次に外見的には「社会的救済権」の確立の如き保障制をみれば、賃銀補償制と相俟つてのスピーナムランド法にみられる失業時の保障、及び「救貧条令」の労役場への入所拒否の際へもの保障は、この機構が労働者、下層貧民へ「救済へ

の権利」を与へ、彼等の「社会的救済権」を確認する構造をもつていたことを示す。然しながら、これは既述した「補給金制」より生ずる矛盾に対する不可欠の施設であつた。すなわち、支払賃銀部分の最小限への圧縮＝生理的限界を最上限とする賃銀は、失業その他の労働機会の喪失に遭遇すれば直ちに労働力の再生産を不可能とするのであり「最低賃銀」をも否定した結果として、これを補う施設は資本制的社会事業に当然負はさるべきものであつた。即ち、この制度の欠如は直ちに労働力再生産の不可能を招来し被救恤窮乏の激発＝労働力の浮浪頽廃化を激発することは必至でありこの防止対策として、この制度は不可欠であり、且つ最も廉価な方法であることは〃偉大な警察制度改革者〃である Colquoun が、スピーナムランド救貧機構の費用は、その欠如によつて発生を予想される貧民への全面的公的扶助に要する費用の十分の一で足りると述べたところにより明らかである。(38) いうまでもなく、この制度は当時の社会的対抗、それが求めた「公正な賃銀」「社会的救済権」への譲歩であると共に、他面資本にとつての「社会的平和」を確保するためにも不可欠であつたが、同時に、激発する被救恤窮乏層及び没落小生産層が内包する現役労働軍と産業予備軍の統一的反抗＝労働者階級総体の再生産に関する階級的自覚への発展の可能性を歪曲緩和することによつて、資本にとつての「社会的平和」を確保するためにも不可欠のものであつた。

かくして「公正な」「最低」賃銀を克服し、その欠如より生ずる矛盾を以上の構造によつて克服したスピーナムランド救貧機構の構造的基礎である「補完物」＝救貧基金の構造をみれば、これも亦、同じく、資本の全面的に負担するところではなかつた。即ち、救貧税増大への非難は、利潤、地代部分の控除に対する非難であると同時に、労働者の社会的救済権、生存権確認への非難を含むものであつたが、エリザベス救貧機構の基底をなす救貧税は、農業部門を例にとつてみれば、その課税は主として土地の所有者＝地主ではなく占有者＝借地農に対してであつた。しかしながら、同機構確立当時の英国農業は、労働者を雇用しない小農は尚多く残存しており、救貧税負担の一部分はこの層及び小市民層へ

転稼され、資本家的借地農の負担は軽減される結果となつていた。更に産業資本をみれば、旧くはロジャー・ノースの不満が示す如く[39]、又課税方法の不完備の時期においては Stock in trade に対する争訟の歴史が示すごとく[40]、固定資産を除いては脱税の機会が多く与えられていたのであり、亦対仏戦争時における Income Tax の課税実施がいかに困難であり、これに対する非難が多かつたかを想起すれば、彼等が旧くから救貧税負担をいかに免れ、他階級への転嫁によつて廉価な労働力を確保していたかは充分に察知しうるところである。

かくして資本は「低賃銀」の要請を、スピーナムランド救貧機構を楯幹として達成し、随伴する諸矛盾＝「社会的平和」と「労働力確保」を解決した。すなわち、これによつて資本は先つ一七九〇年代の昂揚した階級闘争を緩和し、次に「低賃銀」への道程を確立し、及び、低賃銀及び小生産者の分解に伴う被慮窮乏層の激発を、最も廉価に防止し、更に農村における労働力の拘置に成功したものといわなければならない。

然しながら、このように諸要請に応え得たスピーナムランド救貧機構は、その歴史的限界性＝課題の達成による消滅の運命を免れるものでなく、且つ機構自体の内部に矛盾を含まねばならなかつた。即ち、その歴史的限界＝課題の達成を度外視し内部に孕む矛盾を考察すれば次の通りである。一七九〇年代に飛躍的に発展した総機構的対立の激化、下からの「正当な賃銀」及び「救済への権利」の要求圧迫に対する妥協として、他面「低賃銀」化政策に伴う矛盾の解決として成立したこの機構は、既述の如き歴史的性格及び構造をもつ低賃銀政策の機能を果すものであつたが、その構造は「最低賃銀」及び「社会的救済権」の要求に応じてこれへの法的確認の要素を包含しており、資本制的再生産軌道の確立及び窮乏の深刻化と共に高まる社会的対抗の激化により、それはより拡大し、法的に確立化する可能性をもつものであつた。この可能性及び現実的発展は、産業資本確立後における現役労働軍及び産業予備軍の存在に対応する政策体系及び諸理論とは明らかに対立し、その存在は許されるべきものではなかつた[41]。

更に、同機構の支柱である救貧基金は―その負担は多く他階級へ転嫁しうるにせよ―生産段階の発展と共に転嫁の基盤は狭隘となり、逆にその増加は要求され、愈々利潤、地代からの削減の問題としてその矛盾を露はにし深刻化する可能性をもつものであつた。この救貧基金＝社会的総生産物中に占める労働者の消費部分が果す資本蓄積への促進的機能の限界逢着＝死費への転化はこれ亦必然であつた。社会的対抗に対する譲歩を支持していた諸課題の達成及び機構内部に染む諸矛盾の現実化は、対仏戦争の終焉、産業資本支配の確立とともに明確にあらはれ、社会的対抗の克服をまつて、こゝにスピーナムランド救貧機構は必然的に崩壊する運命をもつものであつたといはなければならない。

註(27)補給金制度（Allowance System）は、一六〇一年エリザベス救貧体制の完成直後に既に発生していたものと言はれ、企業主の支払う賃銀の不足分を救貧基金から支払うものである。旧くからこの制度が資本の蓄積に有利なものであつたことは次の二者の言が端的に語る。「あらゆる諸決定で彼等はうまくやつている。彼等は貧民へその労働に対して四ペンス程の飢餓的賃金を支払らい、一日六ペンスを施物の中から支払つて、これを埋合わせている。だからBaiz製造家達の負担すべきものは、該地の一般住民並びに不動産所有者の頭へふりかゝり、その儲けはみな彼等のポケットへ蔵いこまれる。」(North, Discourse of the pernicious Tendency of the Laws for the Maintenance and Settlement of the Poor, Webb, ibid. p. 172. より引用)〃救貧税は過重なものであるにせよ、貿易には極めて有益なものであり、それは恰かも産業においての或る種の奨励金又は褒賞金と同一である、それは結局、労働の価格を買叩くことにより、われわれは種々の生産物を廉価にするでのある。というのは、救貧税は、われわれにとつて重いにせよ、貧民というものは、殆ど僅かしか救助されず十分にその生活は維持されていないのである。その少い扶助と彼等自身編織や紡績の勤労とが併せられて―これは羊毛工業にもあてはまるのだが―生活がやつと出来るということをわれわれはよく知つている。仮りに、彼等が先に述べた税金から補塡されている部分を失う時は、もうそこで手に入れる少額の賃金では織つたり、紡いだりはしないだろう。何故なら彼等はそれ丈けでは餓えてしまうからである。」(Hist. Mss. Comm. Egmont Diary 1730, p. 91, Lipson, ibid, pp. 481—2 より引用)

(28) Roundsmen System の発生は、一五二八年枢密院の製布業労働者に関する見解及び一五九七年コーンウオールの判事達による

その制定化にみられる如く古く、当時は、不況及び失業時における救済を目的とし、企業家、教区農民の公的義務とするものであつた。しかし労働者に支払らわれる扶助金は救貧基金からである。かゝる中世家父長的観念に掩はれたこの制度は、其後多様な名を冠せられつゝも急速に各地に発展し、一世紀の後にはデボンシヤでも賃讃をうけ、一七九〇年代にはイーデンの示す如く各地に拡大したのである。(Eden, State of the Poor. vol. I, p. 251.) 尚この当時の内容は教区と農業家の間で一定額で貧民労働者を売渡す協定を結び生活費と賃金の不足分は教区基金から支払うもの、及び、教区が仕事を受請いその支払いは教区がするもの或は、競売制によるもの等があつた。この制度の濫用＝急速な普及は、一七九五年バッキンガムシヤの判事による濫用防止のための指示、一八三七年の Commission Report により知りうるところであり、サセックスでは常傭労働者を手放す事例も生じ、その濫用防止のため一八二九—三〇年の間には Labour Rate System が発生した。

Roundsmen の発生については (Webb, ibid. p. 189—95; Ashton, The Industrial Revolution, 1950. p. 110.) 参照。又、この制度と補給金制及び大農法の関聯については Hasbach, ibid p. 184—5 を、その形態については p. 328—9 を参照。尚ギルバート法成立後の発展に関する詳細な事例は E. M. Hampson, The Treatment of Poverty in Cambridgeshire, 1597—1834, 1934, Cambridge. Chap. xv pp. 189—94 を参照。

(29) 佐野稔氏「イギリス初期工場法の一考察」(東北大学経済学会「経済学」25所収論文九五頁及び Lipson, ibid. pp. 481—4.; Elie Halévy, A History of the English People in 1815, 1924 pp. 331—2.

(30) S. B. Webb, ibid. p. 177. note.

(31) Hammond, ibid. p. 139.

(32) Hammond, ibid. p. 139.

(33) Hammond, ibid. p. 127. 参照。

(34) 近藤文二氏前掲書二九頁

(35) マルクスは救貧法＝補給金制の実施とその結果について次の如く述べている。「救貧法及びその管理については、一七九五年と一八一四年との間に異る所状はなかつた。この法律が農村地方に於て如何なる具合に励行されたかは、我々の記憶にする所である。即ち労働者の賃金は、単に生きてゆくという目的に必要な名目額に達するまで、教区からの救恤をもつて補充されていたのであつた。小作農業者に依つて支払らわれた賃金と、教区に依つて補充された賃金不足分との比率に依つて、我々は二つの事柄を教へられ

る。一には賃金が最低限度以下に低下していたということ。他は農業労働者なるものは、如何なる程度において賃金労働者と被救恤窮民との合成であつたか、換言すれば彼等が如何なる程度において、教区の農奴に転化されていたかということである。」Marx, a. a. O, SS. 711—2, 高畠訳第一巻第二分冊六六四—五頁

(36) マルクスは社会的道徳的限界の切下げ、更に生理的限界さえの切下げを次の如く述べている。「労働の価値に入り込むこの歴史的又は、社会的な要素は広げることもできれば、縮めることもでき、或いは生理的限界の外に何も残らないように、全くなくしてしまうこともできる。済度しがたい租税食いであり、祿盗人であつた老ジョージ・ローズがいつも云つていた所によると、フランスの異教徒の侵入からわが聖教の慰薬を救うために企てられた反ジャコバン戦争中に、吾々が前掌であんなに優しく取り扱かつた正直なイギリスの農業経営者（ファーマー）は、農業労働者の賃金を圧迫して上述の単なる生理的最小限以下にさえ引き下げ、この種属の生理的存続に必要な残部を救貧法によつて補充した。これは賃労働者を奴隷に転化し、シェイクスピアのえがいた、ほこりにみちた自営農民（ヨーマン）を被救恤者にする光栄ある方法であつた」マルクス「賃金、価格及び利潤」マルエン選集第十一巻上九八頁

(37) Webb, ibid. p. 182.

(38) Patric Colquhoun, A Treatise on the Police of the Metropolice, 1830, pp. 365—367, Webb, ibid. p. 179—180 より引用。

(39) 本稿註（27）参照。

(40) E. Cannan, History of local Rates in England in relation to the proper distribution of the burden of taxation, 2nd ed. 1927 pp. 78—101. ; E. Halévy, ibid. p. 311,

(41) スピーナラムランド救貧機構が資本家的立場からみて危険な〝生存権〟〝社会的救済権〟の原理及び現実化の危険を含むものであることは、スピーナムランド法制定の時に既に指摘されていたとイーデンは伝えている。マルサスは、同機構を已むを得ぬものと認めつゝも、早くもこれを一八九七年「人口の原理」第五章で批判した。この構想は、当時の知識層を支配したとは改めて述べるまでもない。しかしエンゲルスは、この段階においてその原理がもつ意義を指摘して次の如く述べている。「現在の社会関係のもとでは、貧民は利已主義者となるように強いられており、また若し撰択することが許され、そしてどちらを選んでも同じ様に暮せる場合には働くよりもむしろ、何もしないでいた方を好むことは、全く明らかなことである」と（エンゲルス、「イギリスに於ける労働者

階級の状態」マル・エン選集、補巻2　三九七頁）尚「社会的救済権」「救済えの権利」については、T. Mackey, History of the English poor Law. Vol III, pp. 1—21. を参照

第三章　スピーナムランド救貧機構の消滅

スピーナムランド救貧機構は〃熱病の如く〃普及し、クラッパムの言う如く〃農業の経済的或は非経済的組織の一部〃[42]となり、体制的に確立する。しかしながら、同機構の成立を必然たらしめた社会的対抗及び譲歩を余儀なくさせた諸事情は、対仏戦争の終焉及び産業資本の確立と共に急速に変化しこれに伴い沈滞し、生産構造の発展と国家及び労働者の変化に伴う新政策体系の発生は必然であつた。本章はスピーナムランド救貧機構の消滅及び新救貧法成立へ至る諸事情を考察する。

英国資本主義の急速な発展に相関する対仏戦争が終焉する一八一五年は「工業の進歩の速度がいくらか遅くなりはじめ、また工業は農業地方からの過剰な労働人口をのこらず吸収することができなくなつた」[43]頃であり、これらに基因する農業の窮迫（Agricultural distress）及び工業の沈滞を機として戦時中は極めて少なかつたスピーナムランド救貧機構への激しい非難を呼び起した。[44]

即ち、この期こそは、同機構の課題の終了を明らかにし、その基礎を動揺させ、内包する矛盾をより拡大した形態をもつて現出せしめる決定的な時期であり、かくて一八一七年には救貧法改正機構の設置は着手されたのであつた。先づ「低賃銀」鑄出—資本制搾取の目的に一致した限界内えの拘束—をとつてみれば、分断された構造をもちつゝも、戦時中は名目のみでも上昇し得た農業労働者の賃銀は今や停滞下落を開始し、その額は単身労働者の生活費の水準へ定置化する。家族の生活費は全く救貧手当に依存するものとなつたが、それ自身への圧迫さえも開始され[45]その結果婦人児童

の労働市場進出の強要＝チープ・レーバー・プールの完成による賃銀切下げの可能性は与えられたのである。次に農業部門における労働需給の状態―資本の蓄積に比例しての相対的過剰人口の生産による労働需給率の軌道の確立―をとれば、機械導入の発展、復員兵士の還流及び、戦後の人為的景気の消滅と投資の減退等に基因する労働力の過剰は爆発的に現出することとなり、更に工業においての発展の緩慢化、及び不況に続く資本制的周期的恐慌の発生は窮迫農民の都市流入の阻止或はその逆流をも見出した。[46] 従つて農業地帯につくられた人為的囲壁の崩壊＝自由労働市場完成の基盤は創出される。[47]

かゝる課題の達成にひきかえ、スピーナムランド救貧機構自体のもつ矛盾は、愈々明瞭に露呈されねばならなかつた。嘗つては、已むを得ぬ妥協の一面であり、スピーナムランド救貧機構自体不可欠の構造であり、且つその矛盾でもあつた外見的「社会的救済権」及び「最低賃銀」の確認は、資本にとつて、そのもつ諸機能を通じて前進的意義を有するものであつたが今やその存続は、真実の「最低賃銀」「社会的救済権」の法的確認を与えた結果となり、規模の拡大は顕著であつた。このため、これをめぐる社会的総対抗は激化し、[48] 救貧機構の基本的性格である反動的慈恵性は反転して当然の権利として求められ、給付構造のもつ二重分裂性は否認されて単一の賃銀水準へ逆転する結果を必然的に生ずる。更には労働者に対するエンゲルスの指摘した単なる「生存権」の確認は労働者の頽廃、犯罪化を生ずることは当然であり、[49] これは、資本にとつては単なる死費の増大すなわち、〃搾取ができ、儲けを齎らす材料〃から〃うまれながらに費用のかゝる材料〃[50]へ転化することを示すものであつた。即ち、スピーナムランド救貧機構は当初の課題と相反する結果を生じ、機構自体の破綻と転換の必要は明らかであつた。

こゝにおいては機構自体の破綻と転換と共に救貧基金の前進的意義は喪失され、蓄積補助の機能は停止し、逆にそれを阻止する死費へ転化する。機構の基底である救貧税は、一五二万磅（一七七六年）は、四二六万磅（一八〇二年）となつた

が一八一八年には八百万磅へ急騰した。これに反し農業は〃最暗黒期〃へ突入し、地代―利潤―救貧税をめぐる地主、借地農の抗争は激化し、就中、小農層の破滅等による救貧税負担の基礎は動揺しなければならなかつた。

産業資本が確立し周期的恐慌を経たこの段階においては、既に救貧基金の資本蓄積に対する機能をめぐつて、マルサスに継いでリカードも分配論的構想に立ち、この視点から検討を終えた後であつた。[51] 事実において、資本は救貧基金の前進的意義は「一方においては、もし大ブリテン全体の貧民が突然街頭へ投げ出されたならば、ブルジョア的秩序と商業活動とは騒擾をうけるかも知れない。また地方においてはイギリスの工業は労働力の需要に殆ど応ずることができず好況―不況―反動と動揺している。産業予備軍を好況の時期のために用意しておき、同時にまた不況の時期においては、それをこうした神慮にかなう施設でこらしめて意志も抵抗力も要求も慾望もない機械にしてあげるために救貧授産場より聰明な手段」[52]に使用する外に見出されなかつたのである。削減はもとより、更にそれへの前進的意義を賦与すること＝新救貧授産場の設立を要請する。即ち救貧基金の前進的意

かくて、エリザベス救貧体制＝初期救貧法の最終段階であるスピーナムランド救貧機構は、産業革命の完成とともに一変した新しい型の労働力に対して要求される政策体系とは明らかに矛盾するものとなつた。Old Poor Law…「貧民に関する法律」(the Law relating to the Poor) と称されて労働貧民の全生活部面に亘つていた政策体系は、既に各部面から崩壊を開始していた。即ち、一八〇二年には営つての延長法とは逆な労働時間法―それは工場法と救貧法の癌着物であつた―は成立し、一八一三年には最高賃銀規制法も廃棄された。残存するスピーナムランド救貧機構の「最低賃銀」「社会的救済権」を基幹とする体系は、既述したように複雑な機能を包括するものであつたが、これらの中から一機能のみ＝産業予備軍に対する唯一の国家による政策＝新授産場設置に転化確立し、他方は分離開放することが資本の要求であつた。

「社会的救済権」「最低賃銀」を奪回するためには、スピーナムランド救貧機構の成立を必然たらしめ、且つ維持している労働者階級の主体的勢力の粉砕、彼等の社会的隷従の獲得が、新救貧体制成立の不可欠の条件であつた。立法渋滞を一掃するための選挙法改正、統一救貧行政施行を可能ならしめる地方自治制度改革のための基盤の醸成、及び警察制度の強化[53]を背後に地主及び資本家は労働者階級へ宣戦布告をした。〃最後の一揆〃への弾圧[54]、〃ドウチエスタ事件〃の創作[55]、及びグランドナショナル運動の衰退を契機[56]として、一八三四年に穀物法、工場法等においては激しい対立を示していたトウリー党、ウイツグ党は、呉越同舟し、コベットに率いられる急進派の反対を一蹴し、下院三四四対二二上院七六対十三で[57]、新救貧法（Poor Law Amendment Act）は成立したのである。

(42) Clapham, An Economic History of Modern Britain, The Early Railway Age 1820—1850, p. 122. 尚同機構の普及についての詳細な検討（殊に一八二四年）については、ibid, p. 124—8, を参照されたい。

(43) エンゲルス「前掲書」マル・エン選集、補巻2　三三八—九頁

(44) Webb, ibid. p. 182.; G. Slater, Poverty and the State, 1930, p. 82. なおクラッパムは二十年代としている。

(45) 農業資本家の支払う賃銀は、補給金制度を十分に利用し、この結果、生産過程に投ぜられる労働力の一種属としての再生産を度外視した価値＝単身労働者の生理的限界を、辛うじて維持する水準に止まる傾向を、明らかにした。従つて、被救恤者は自由労働者よりも年間十五ポンドの収入増となる結果さえも生じた。マルクスは、各州を通じての平均状態を示す州として、ノーサムプトンシャをとり、一七九五年の不足額は、四分の一弱であつたが、一八一四年には二分の一となつたと述べている。救貧手当そのものも漸次減額され、九ガロンの基準は一八三〇年には全国平均六ガロンに低下し、ハモンドはこの三十五年間に生活水準は三分の一低下したというのである。尚これについては、クラッパムの批判がある。亦補給金制度の結果として、賃銀地域差は顕著となり、この制度を採用した地区は、しない地区よりも遙かに低賃銀であつた。

Marx, a. a. O., I, S. 712, 高畠訳第一巻第二分冊六六五頁, Hammond, ibid. p. 185.; Clapham, ibid. p. 125.; Hasbach, ibid. p. 124.

(46) Webb, ibid. Part II, p. 3.

(47) 本稿註(24)参照。

(48) 五島茂氏「イギリス救貧法史の劃期」(経済学雑誌第七巻五二四頁)参照。

(49) 窮乏は、頽廃と絶望的反抗を当然生ずる。窮乏の深刻化につれ労働者は、扶助を特権と考え、恩恵としてではなく権利として要求する。勤勉と節倹の精神は痲痺し、怠慢と浪費の風は漲り、且つ無思慮で多産的な結婚及び私生児の増加は顕著になつた。そして彼等の多くは、その苦難の解決を、工鉱業労働者が当時早くものりこえた手段＝社会状態に対する反抗の最初の段階である犯罪という個々人の直接的手段に求めたのであつた。彼等は昼間は昼寝をして怠け暮し、夜は窃盗、強盗を働らき、更には窮乏した職人及び小農と合してGangを組織して穀倉を掠奪し、借地農及び地主への復讐には麦堆へ放火したのであつた。この放火は一八三〇年から三一年にかけて一般的になり、一八四五年にも尚止まることはなかつた。しかしながら一七九五年の〃規律ある〃主婦の一揆の段階を通過した彼等は、一八一六年に東部では賃銀引上を求め一千五百名を動員し"Bread or Blood"を標語(スローガン)として蜂起する。一八三〇年ケント州に烽火をあげた闘争は忽ち南東部諸州に拡大し所謂〃最後の一揆〃と化した。この闘争形態は、外見上、打穀機及び工場破壊、刈草放火及び営造物破壊(労役場、市庁、城)等の初歩的なものであつたが、要求したのは、救貧手当の増加ではなくして賃銀値上げであつたことは注目されねばならない。更に彼等は地代及び十分の一税の本質に着眼していたのである。そして亦「今年は麦堆や打穀機を打ちこわす、来年は牧師と一勝負する、再来年は政治家をやつける」計画をもつものへ発展したのであつた。他方一挙に五十万のメムバーを獲得した『グランド・ナショナル』に影響され、農村にも労働組合は結成され、英国労働運動の金字塔的存在とされた『ドウチエスタ労働者』事件のトウルバドル組合は、この期に出現した。但し救貧手当と暴動を直接的に関連せしめる見解には尚疑問を残す。むしろ、賃銀値上の行詰りを救貧手当に求め、両者による未解決が暴動へ至るとみるべきであろう。エンゲルス、前掲書 三九七頁 Hasbach, ibid. pp. 207—8. 小松芳喬著「英国産業革命史」二八一頁、Hammond, ibid. chap X, XI 参照。 五島茂著「イギリス産業革命史研究」参照。

(50) マルクス「ブルジョアジーの公文書」一八四九年、マル・エン選集三巻三八五頁。

(51) リカード「経済学及び課税之原理」小泉信三訳第五章賃銀論八七頁以下及び第十八章救貧税二五二頁—二五七頁を参照。

(52) マルクス前掲論文三八六頁。

(53) J. Watson Grice, National and Local Finance, 1910. p. 18.

(54) 本件については Hammond, ibid. chap. x. xI, を参照。
(55) 本件については、五島茂「イギリス産業革命社会史研究」を参照されたい。
(56) G. D. H. Cole. A Short History of the British Working-Class Movement 1789—1947, 1948. 林、河上、嘉治訳一六四頁
(57) S. B. Webb, ibid. part II pp. 96—7.